

2025年6月20日

新設分割にかかる事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

東京都渋谷区鶯谷町2番3号
フリー株式会社
代表取締役 三嶋 隆

東京都渋谷区桜丘町9番1号
ビアンクォードビル3階
フリー・ピクチャーズ株式会社
代表取締役 安藤 盛治

フリー株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2025年4月21日付けで作成した新設分割計画に基づき、分割会社がアニメ事業に関して有する権利義務を、2025年6月20日に設立したフリー・ピクチャーズ株式会社（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関し、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

- 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）
本件分割の効力発生日は、2025年6月20日です。
- 分割会社における会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第209条第2号）
本件分割は会社法第805条に基づく簡易新設分割に該当し、同法第805条の2但書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施しておりません。
- 分割会社における会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過（会社法施行規則第209条第3号）
 - 反対株主の株式買取請求
本件分割は会社法第805条に基づく簡易新設分割に該当し、同法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

(2) 新株予約権買取請求

該当事項はございません。

(3) 債権者保護手続

分割会社の債権者から、異議申述期限までに会社法第810条第1項に基づく異議はありませんでした。なお、分割会社は、会社法第810条第2項及び第3項に基づき、2025年5月9日付けで官報及び電子公告による公告を行いました。

4. 本件分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第209条第4号）

新設会社は、新設分割計画に従い、本件分割の効力発生日である2025年6月20日付で、分割会社から、分割会社のアニメ事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

5. 本件分割に関するその他重要な事項（会社法施行規則第209条第5号）

該当事項はございません。

以上